

島根県農林水産技術会議運営要領

(趣旨)

第1 島根県農林水産技術会議規程(昭和47年9月26日・島根県訓令7号)に基づく農林水産技術会議(以下「技術会議」という。)の運営は、この要領の定めによる。

(専門分科会および外部評価検討会議)

第2 技術会議の効率的な運営を図るため、専門分科会及び外部評価検討会議を置く。

(専門分科会の設置)

第3 研究課題設定評価を円滑に進めるため、専門分科会を、次のとおり設置する。

- (1) 農業分科会
- (2) 畜産分科会
- (3) 水産分科会
- (4) 農林中山間地域分科会

2 複数の分野に跨がる研究課題及び複数の研究機関が連携して実施する研究課題については、研究機関で協議し該当する専門分科会に諮ることができる。

(専門分科会の構成員等)

第4 専門分科会は、農林水産部内関係各課及び各試験研究機関から、責任者が指名した者で構成する。

2 各専門分科会の責任者は、次のとおりとする。

- (1) 農業分科会 農業技術センター所長
- (2) 畜産分科会 畜産技術センター所長
- (3) 水産分科会 水産技術センター所長
- (4) 農林中山間地域分科会 中山間地域研究センター所長

3 専門分科会の事務局は、試験研究機関や、試験研究機関の所管課に置く。

4 共同研究の可能性や消費者ニーズ等を取り入れた研究課題の構築をするため、専門分科会の構成員には、大学、公設試験研究機関の学識経験者や流通・消費に関わる有識者等を2名以上加えるものとする。

(外部評価検討会議)

第5 外部評価検討会議については、農林水産関係研究課題外部評価検討会議運営要領に定める。

(事務局)

第6 技術会議の事務局は、農林水産総務課に置く。

(附則)

この運営要領は、昭和59年7月18日から施行する。
(附則)

この運営要領は、昭和60年8月7日から施行する。
(附則)

この運営要領は、平成6年4月1日から施行する。
(附則)

この運営要領は、平成8年7月5日から施行する。
(附則)

この運営要領は、平成9年12月3日から施行する。
(附則)

この運営要領は、平成10年4月3日から施行する。
(附則)

この運営要領は、平成11年4月16日から施行する。
(附則)

この運営要領は、平成12年4月13日から施行する。
(附則)

この運営要領は、平成13年5月24日から施行する。
(附則)

この運営要領は、平成14年4月1日から施行する。
(附則)

この運営要領は、平成15年4月1日から施行する。
(附則)

この運営要領は、平成16年4月1日から施行する。
(附則)

この運営要領は、平成17年4月1日から施行する。
(附則)

この運営要領は、平成20年4月1日から施行する。
(附則)

この運営要領は、平成22年4月1日から施行する。
(附則)

この運営要領は、平成24年4月1日から施行する。
(附則)

この運営要領は、平成25年4月1日から施行する。
(附則)

この運営要領は、平成27年4月1日から施行する。
(附則)

この運営要領は、平成29年4月1日から施行する。
(附則)

この運営要領は、2019年4月1日から施行する。